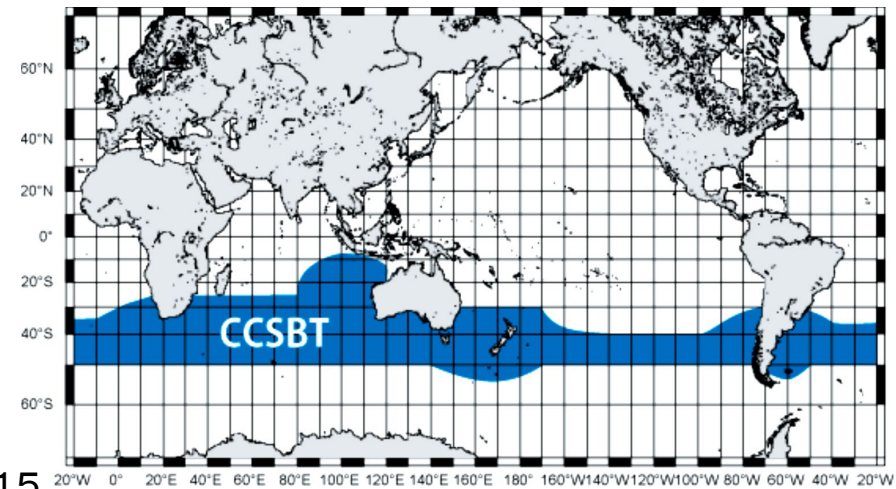
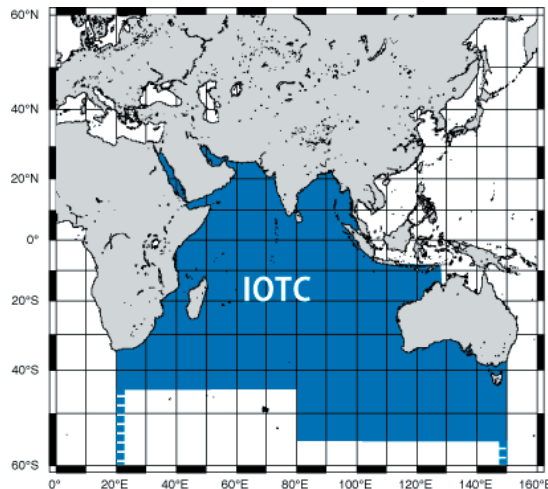
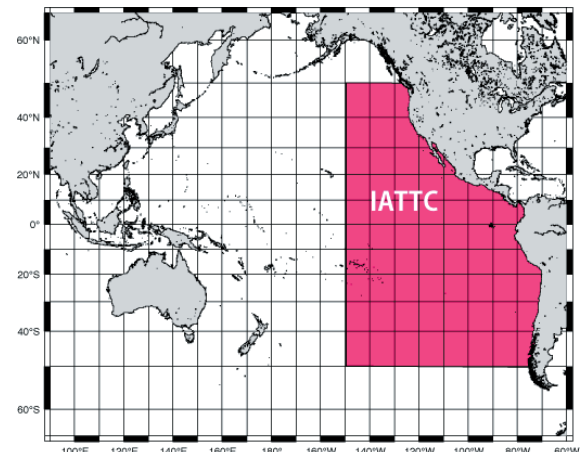
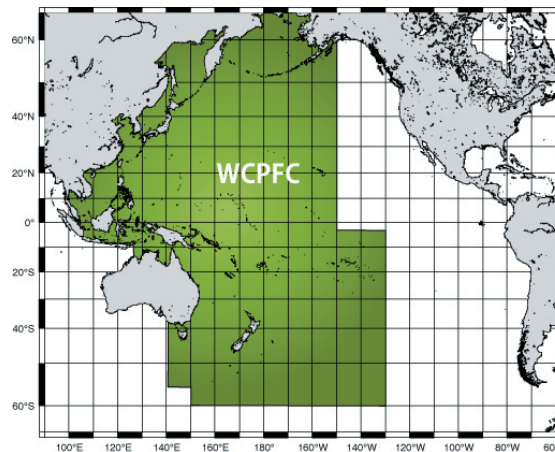
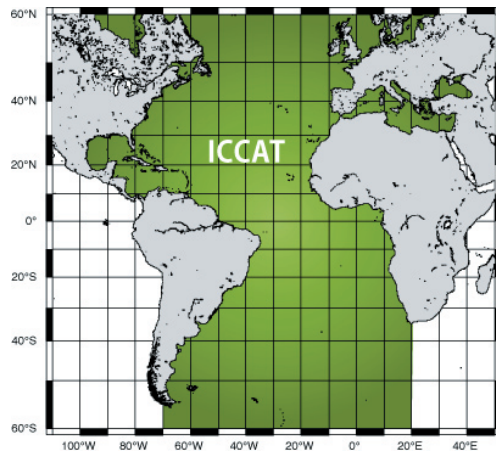


7-1. かつお・まぐろ類の地域漁業管理機関(RFMO)

Tunas Regional Fisheries Management Organization

- 5つのRFMOが全世界の海洋を管理。我が国はすべてのRFMOに加盟。
- RFMOは魚種ごとの資源状況等を踏まえ種々の資源管理措置を実施。
- 我が国にとって特に重要なのは、我が国排他的経済水域を管理する中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)と大西洋くろまぐろを管理する大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)。



7-2. RFMOにおける主な規制措置



WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)
〈年次会合: 毎年12月開催〉

①熱帯マグロ(メバチ・キハダ・カツオ)
(a) 熱帯水域のまき網漁業(2024~2026年の措置)
・集魚装置(FAD)操業の禁止(1.5ヶ月)
・公海は追加で1ヶ月FAD操業禁止
・島嶼国以外のメンバーは自国籍大型まき網漁船隻数凍結
(b) はえ縄漁業
我が国のメバチの漁獲枠は18,265トン※。
※オブザーバーカバー率(現行5%義務)の増加に応じて、漁獲上限を最大 10%増やすことが可能。

②太平洋クロマグロ
(a) 30kg未満小型魚の漁獲制限 全体: 5,125トン 日本: 4,407トン
(b) 30kg以上の大型魚の漁獲制限 全体: 11,609トン 日本: 8,421トン



IATTC(全米熱帯まぐろ類委員会)
〈年次会合: 毎年7月又は8月開催〉

①メバチ・キハダ(2022~2024年の措置)
(a) まき網漁業
・72日間の全面禁漁(メバチの漁獲量に応じて禁漁期間を延長)
・沖合特定区での1か月間の禁漁
・集魚装置(FAD)の使用数制限
(b) はえ縄漁業: 国別メバチ漁獲枠の設定(我が国漁獲枠は32,372トン)。

②太平洋クロマグロ
(a) 暫定回復目標達成後10年以内に60%以上の確率で初期資源量の20%まで回復させる。
(b) 商業漁業については、2021~2022年の漁獲量の合計が7,295トン、2023~2024年の漁獲量の合計が7,990トンを超えないように管理する。
(c) 漁獲のうち、30キロ未満の小型魚の漁獲比率を50%以下とするよう努力。



ICCAT(大西洋まぐろ類保存国際委員会)
〈年次会合: 毎年11月開催〉

①MP(管理方式)による総漁獲可能量(TAC)の管理 (東大西洋クロマグロ 2023~2025年漁期: 40,570t、東大西洋クロマグロ 2023~2025年漁期: 2,726t)。
②30kg未満の大西洋クロマグロの採捕、保持、水揚げを原則禁止。
③保存管理措置に反したクロマグロの輸出入の禁止と、養殖の監視措置等クロマグロの管理を強化。
④運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。
⑤クロマグロに対する漁獲証明制度(CDS)の導入。



IOTC(インド洋まぐろ類委員会)
〈年次会合: 毎年5月又は6月開催〉

①キハダについて、過去の漁獲量に応じ、国別漁獲上限の設定。
(a) 2014年水準から21%削減、(b) 2017~2019年の最大漁獲量以下に制限(我が国)、(c) 2,000トン以下に制限。
②MP(管理方式)によるメバチの総漁獲可能量(TAC)の管理 (2024~2025年漁期: 80,583t)。
③まき網漁業について、小型魚が多く漁獲される集魚装置(FAD)の使用可能回数の制限。
④運搬船へのオブザーバー乗船による、はえ縄漁船の洋上転載監視制度の導入。



CCSBT(みなみまぐろ保存委員会)
〈年次会合: 毎年10月開催〉

①MP(管理方式)によるミナミマグロの総漁獲可能量(TAC)の管理。(2024~2026年漁期: 20,647t)
②ミナミマグロに対する漁獲証明制度(CDS)の導入。

※2024年3月1日現在の情報です。
最新の会議結果についてはプレスリリースをご覧ください。